平成２４年（フ）第４１号
静岡県御前崎市佐倉2916番地の２　サンフォームイマムラＦ棟
債務者　城戸アンナこと　キド・アンナベル・フェリックスメナ
１　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
静岡県掛川市長谷３丁目11番地の12　パークハウスヴェルデＡ107
債務者　山本　訓正
１　決定年月日時　平成24年10月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第３９６号
沖縄県那覇市楚辺２丁目31番45号　２階
債務者　新里　幸夫
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４１９号
沖縄県浦添市伊祖３丁目14番１―405号　パークハウスいそ
債務者　山城　　亘
１　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２０００号
札幌市中央区南５条西27丁目１番20―501号
債務者　境　　範子
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２００１号
札幌市中央区大通西18丁目１番地12　カンダミニアム大通405号
債務者　境　堅太郎
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４４号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目２番４―301号
債務者　蠣崎　　亨
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１６７号
札幌市南区南沢５条４丁目６番15号
債務者　渡部　俊美
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７５号
札幌市北区新琴似12条９丁目２番６―301号
債務者　佐々木規行
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２１２号
札幌市西区発寒10条４丁目３番17号　ローズヴィラ発寒105号
債務者　中澤　　翼
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２１３号
札幌市西区発寒10条４丁目３番17号　ローズヴィラ発寒105号
債務者　中澤　友美（旧姓三浦）
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２２９号
札幌市東区本町２条４丁目７番12号　インフィル24―201号
債務者　福井　絵麻（旧姓柴田）
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２３４号
札幌市白石区本通４丁目南５番21―406号
債務者　笠井　直美
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８号
岩手県北上市大堤南２丁目３番３―403号　市営大堤住宅、前住所盛岡市新庄町２番６号　タイニーハウス102号
債務者　藤田　　武
１　決定年月日時　平成24年10月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第５８号
山形県酒田市浜田２丁目８番19号
債務者　遠藤　誠治
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第２２９号
群馬県安中市磯部４丁目２番32号
債務者　雨宮　信歌
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２５９号
群馬県高崎市常盤町58番地１　ウイング高崎310号
債務者　藤原　雅樹
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６２２号
埼玉県川越市小仙波町４―５―６　プチラルゴ103号室、住民票上の住所埼玉県狭山市入間川1430番地の132
債務者　狩野　文彦
１　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部